

## 固定資産税

### 固定資産税とはどんな税金ですか。

固定資産税は、土地や家屋の所有者に課税される税金で、税額はその不動産の固定資産税評価額の100分の1.4です。

●固定資産税は、土地、家屋の所在する市町村によって、毎年1月1日現在で原則として固定資産課税台帳に登録された所有者（所有者が不明の場合には使用者）に対して課税される税金で、地方税です。

●土地や建物は3年に1度、各市町村ごとにいくらかと評価され、その額が「固定資産税評価額」として固定資産課税台帳に登録されます。この固定資産税評価額を基準に負担調整措置（▶64ページ・質問41「負担調整措置」参照）などを行なって、「課税標準額」が決まってくるわけです。こうして決まった課税標準額によって、固定資産税の税額を計算します。

●固定資産税の税額は、課税標準額に100分の1.4

をかけたものが通常の額ですが、市町村によって税率が異なります。

●免税点は市区町村の区域内に同一人が所有するそれぞれの課税標準額が土地は30万円、家屋は20万円、償却資産は150万円です。これ未満の場合は課税されません。

（都市計画税もお忘れなく。）

●都市計画区域内の土地や家屋には、固定資産税のほかに都市計画税も課税されます。税率は課税標準額の100分の0.3範囲内の制限税率となっています。納税は各市町村から通知され、固定資産税と同時に納めることになっています。

### 固定資産税の納付はこうして行ないます。

●固定資産税は、各市町村から納付者（1月1日現在の土地や家屋などの所有者）に送られてきた納税通知書によって納付します。納期は通常4月、7月、12月、翌年の2月中です。

●なお、固定資産課税台帳は、私たちでも見ることができます。その期間は、原則として毎年3月1日から20日までで、この台帳に登録された事項に誤りがあったり、評価額について不服がある場合は、3月1日から納税通知書の交付の日後30日までの期間に

各市町村の固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。

●固定資産課税台帳の縦覧制度では、納税者が自己の固定資産と他の固定資産の評価額を比較できるようになっています。

●縦覧制度・閲覧制度及び評価額の証明制度を利用する際のルールは市町村の税務担当部署にお聞き下さい。

